

宮古島市養育支援訪問事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

宮古島市は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 5 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 項第 8 号、宮古島市養育支援訪問事業実施要綱（平成 29 年告示第 42 号）の規定に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問による支援を実施することにより、その家庭の適切な養育が可能になるようにする事を目的に、当該事業を委託することとして、その委託にあたっては予め事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 委託業務

(1) 業務名

宮古島市養育支援訪問支援事業

(2) 業務内容

要綱第 5 条に定める内容

(3) 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(4) 予算限度額

1, 360, 000 円

3. 選定方法

「宮古島市養育支援訪問事業」を実施するにあたり必要な条件を満たす事業者を選定するため、公募型プロポーザルによるものとする。

4. 参加条件

- (1) 当該業務に関して、主たる事業所等を沖縄県内に有する者であること。
- (2) 提出書類の受付締切日において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 提出書類の受付締切日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること
- (4) 提出書類の受付締切日において、市税等の滞納がないこと
- (5) 提出書類の受付締切日において、消費税及び地方消費税の滞納がないこと
- (6) 提出書類の受付締切日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき、更生手続き又は更生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること

5. スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は次のとおりとする。

	内 容	期 間
1	募集案内	平成29年 6月12日（月） ～ 平成29年 6月19日（水）
2	事業受託に関する説明会受付	平成29年 6月12日（月） ～ 平成29年 6月19日（月）
3	事業受託に関する説明会	平成29年 6月21日（水）
4	質問票受付	平成29年 6月12日（月） ～ 平成29年 6月21日（水）
5	参加意向申出	平成29年 6月21日（水） ～ 平成29年 6月22日（木）
6	参加資格審査結果通知	平成29年 7月 5日（水）
7	企画提案書受付	平成29年 7月 5日（水） ～ 平成29年 7月12日（水）
8	プレゼンテーション	平成29年 7月19日（水）
9	選定結果通知	平成29年 7月21日（金）

6. 実施要領の配布

- (1) 宮古島市役所児童家庭課（平良庁舎4階）で配布する。
- (2) 宮古島市ホームページ上で平成29年6月12日から平成29年6月19日まで実施要領等を掲載する。

7. 宮古島市養育支援訪問事業受託に関する説明会

開催日時：平成29年6月21日（水） 午後2時～

開催場所：宮古島市役所平良庁舎

参加受付締切：平成29年6月19日（月）午後5時15分まで

8. 質問事項の受付

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式1）により電子メール又はFAXにて提出。なお、電子メール又はFAX以外の手段による質問は受け付けません。

- (1) 受付期限 平成29年6月21日 午後5時15分まで
- (2) 提出先 「18. 連絡・提出先」宛
- (3) 回答 質問受付後、質問者に電子メール又はFAXにより回答する。

9. 参加意向申出

上記「4. 参加条件」を全て満たし、企画提案への参加を希望する事業者は、以下の書類を提出すること

(1) 提出書類

NO.	内容	数量	備考
1	宮古島市養育支援訪問事業に係る公募型プロポーザル参加申込書	1部	様式2 ※代表者印を押印
2	履歴事項全部証明書	1部（発行後3ヶ月以内）	法人のみ。但し、法人以外の団体にあつては、それに準ずるもの
3	定款の写し	1部	
4	派遣する職員の職種・資格・人数・経験等	1部	任意様式
5	法人等の設立趣意、運営方針、事業内容等の概要がわかるもの	1部	パンフレット等で可
6	市税等の滞納がないことの証明書	1部（直近の年度のものであつて、かつ発行後3ヶ月以内）	
7	消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 ※申告している税務署が発行する納税証明書	1部（直近の年度のものであつて、かつ発行後3ヶ月以内）	
8	誓約書	1部	様式3

(2) 受付期限

平成29年6月22日（木） 午後5時15分まで

(3) 提出先及び方法

【提出先】 下記「18. 連絡・提出先」宛

【提出方法】 持参又は郵送（簡易書留で送付すること。）により提出。

持参の場合は、市役所開庁日の8時30分～17時15分までの間のみ受付

(4) 参加資格審査

事務局にて受託事業者の対象者の要件、提出書類等の不備等の基本的事項を確認し、参加審査結果を参加意向申出のあったもの全員に平成29年7月5日(水)までに通知する。

10. 辞退

「宮古島市養育支援訪問事業に係る公募型プロポーザル参加申込書」を提出した者が、企画提案を辞退する場合は、企画提案参加辞退届(様式4)を持参又は郵送にて提出すること。

11. 企画提案書の作成及び提出

参加資格を有すると認められた事業者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

(ア)～(エ)の順番で綴じ、(オ)の見積書については別で綴じること

提出書類	留意点等
(ア) 企画提案書表紙	A4版で作成すること
(イ) 事業実施計画書	様式5
(ウ) 別添資料	A4版、片面印刷を基本とし、カラー、白黒、縦横は自由とする。20ページ以内で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合は横折り込みとする。但し、A3版1枚につきA4版2ページと換算する。
(エ) 従事予定者調書	様式6
(オ) 見積書	様式7

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ①提案内容は、仕様書の内容について作成し、その内容の実施にあたっての取組、手法、体制等について提案すること。
- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし専門知識を有しない者に配慮すること
- ③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義・説明をすること
- ④文字サイズは10ポイント以上とすること
- ⑤ページ番号を記載すること
- ⑥提出書類の作成及び提出に要する諸費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しない

(3) 著作権の帰属

企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属します。ただし、本市は事業者決定の公表など必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、宮古島市情報公開条例（平成17年宮古島市条例第9号）に基づき、公開されることがある。

(4) 提出部数

部数：正本1部、副本7部

※該当書類一式をA4版左2穴あけ綴りとして提出すること。

(5) 提出期限

平成29年7月12日（水）

(6) 提出先及び方法

【提出先】下記「18. 連絡・提出先」宛

【提出方法】持参又は郵送（簡易書留で送付すること。）により提出。

持参の場合は、市役所開庁日の8時30分～17時15分までの間のみ受付

12. 審査評価

(1) 審査評価方法

①企画提案の審査評価は、宮古島市養育支援訪問事業受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査評価を実施し、提案内容を公正かつ厳正に審査、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

②応募多数の場合は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。

③選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査評価の前提

提案履行内容に合理性がなく著しく本業務仕様と離れている場合は、審査対象外とする。

(3) プレゼンテーション

①企画提案の順番は企画提案書の提出順とする。

②1事業者につき30分の持ち時間とする。（提案内容説明20分以内、質疑10分以内。）但し、提案者の数によっては変動することがある。その場合の詳細は別途通知する。

③出席者数は1事業者3名以内とし、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること

(4) 実施日等

実施日 平成29年7月19日(水)

場 所 沖縄県宮古島市平良字西里186番地
宮古島市役所平良庁舎

13. 提案の無効

下記に一つでも該当する事業者の提案は無効とする。

- ・本企画提案に参加する資格がないものが提案したとき。
- ・一つの事業者が複数申請したとき。
- ・書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ・所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- ・誤字、脱字により極端に意思表示が不明確であるとき。
- ・本企画提案に関する資格、条件等に違反したとき
- ・その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。

14. 優先交渉権者の選定

選定委員会の審査の結果、最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。

15. 選定結果の通知

選定委員会の審査後、前提案事業者に対し文書にて通知する。

なお、評価内容及び経過等については公表せず、審査に対する異議申し立ては受け付けない。

16. 契約交渉

優先交渉権者に選定された事業者は速やかに本市と契約交渉にあたり、提案内容・契約手法等の詳細について協議する。双方協議の上で受託業者として決定し、本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。本業務の履行期限は契約締結日から平成30年3月31日までとする。

17. その他

- ・本企画提案により知り得た本市独自の情報や個人情報等は適正に管理し、情報の漏洩や不正使用を行ってはならない。
- ・企画提案書等を受理した後の提案業者による加筆、修正等は原則認めない。

18. 連絡・提出先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

沖縄県宮古島市福祉部児童家庭課 家庭支援係

TEL：0980-73-1947 / FAX：0980-73-1967

担当：上地 秀蔵・下地 慶司 メールアドレス：s.keiji@city.miyakojima.lg.jp